

「幼児教育の無償化」

(補助金額上限あり)

2019年10月からスタート

利用料（保育料）

市の決定する基本的な利用者負担額は無償

- ・ 満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・ 市で、所得に応じて決定する基本的な利用者負担額（最高でも月額2万5,700円）は無償。
- ・ 上記利用料（保育料）とは別に、**園で別途徴収する保育料や給食費、通園送迎費などは、これまでどおり保護者の負担。**

預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- ・ 共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・ 利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	対象額	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが対象。（月額1万6,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が補助対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の補助対象額を差し引いた額が上限）

利用料について、既に幼稚園・認定こども園（1号認定）を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、**「預かり保育」の補助対象となるには、「認定申請書」の提出が必要**です。

お通りの幼稚園・認定こども園から配布される認定申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、幼稚園へご提出ください。

このチラシは、国の幼児教育・保育無償化による補助について説明したものです。

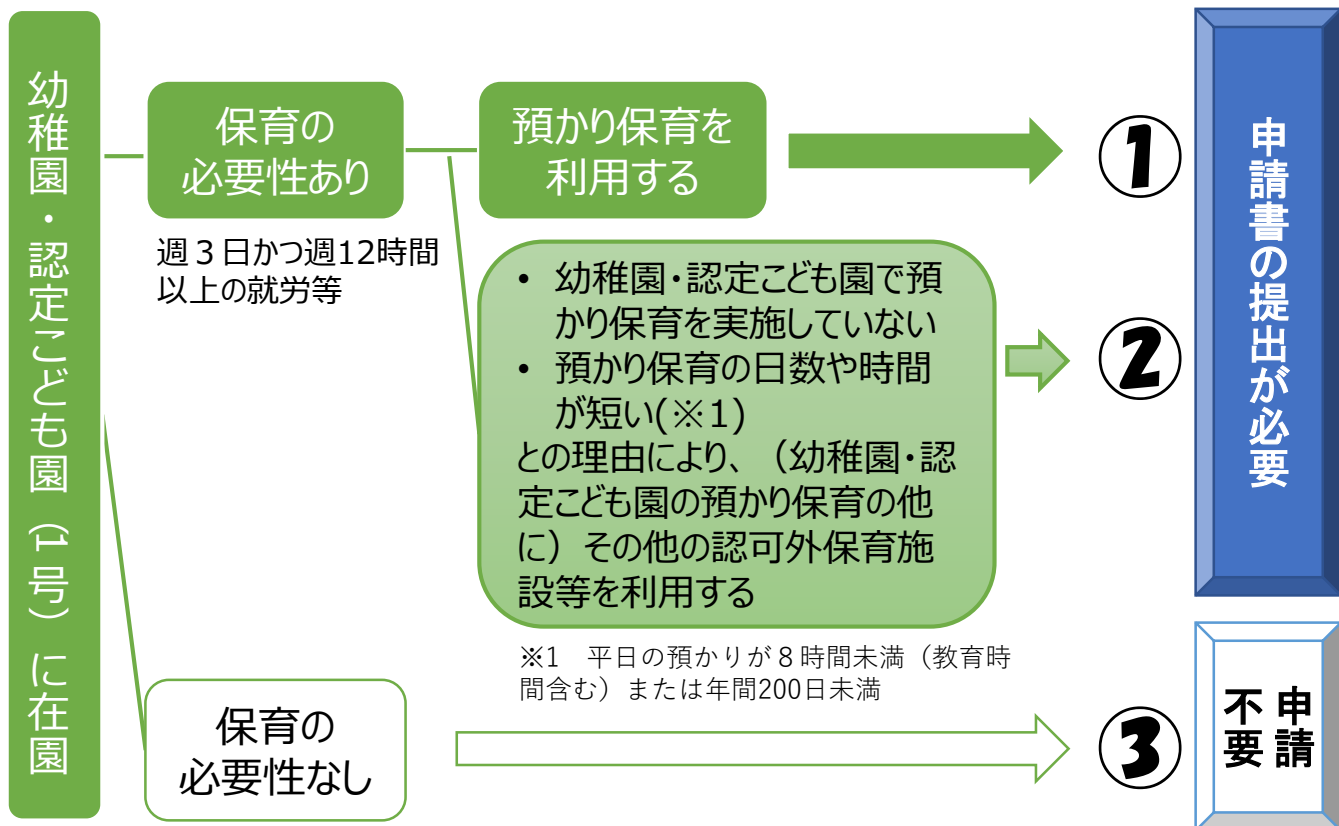
このほか、都・市制度による補助がある見込みです。都・市制度については詳細が決まり次第、別途ご案内します

(問合せ先)

国立市 子ども家庭部 児童青少年課
保育・幼稚園係

TEL：042-576-2427（直通）

幼児教育無償化による施設利用費



	幼稚園・認定こども園の保育料(※2)	幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	その他の認可外保育施設等(※3)
①	○ 市で決定する 保育料0円	○ 利用日数×450円 (上限1.13万円)	× 補助なし (事業の利用は可能)
②	○ 市で決定する 保育料0円	○ 利用日数×450円 (上限1.13万円)	△ 預かり保育事業とあわせて、 上限の範囲内で対象
③	○ 市で決定する 保育料0円	× 補助なし (事業の利用は可能)	× 補助なし (事業の利用は可能)

※2 保育料以外の通園費、教材費等は、対象外

※3 都道府県等に届出をした認可外保育施設(認証保育所、認可外の事業所内保育所等を含む) 一時預かり事業、病児保育、ファミサポの預かり